

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0638	身体歴電子化システムの維持支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式

一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時

令和8年11月20日(金)（10：30）
4. 入札場所

防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。

(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金

免 除
8. 入札の無効

5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否

要
10. 適用する契約条項

役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項、
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
保有個人情報等の取扱いに関する特約条項
11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 入札に関する条件 仕様書4.4.1に定める本業務の実施体制並びに仕様書5b)1～3に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

(提出期限：令和8年 10月 27日 (火) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。))。

- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 11月 18日 (水)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書			
件 名	身体歴電子化システムの維持支援役務	作成年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日
		仕様書番号	
		人事教育局衛生官	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊東部方面隊において試行運用している身体歴電子化システム（以下「本システム」という。）の維持支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版を適用するものとする。なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

1.2.1 引用文書

a) 法令等

- 1) 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）
- 2) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）
- 3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 3 1 日。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 4) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定）
- 5) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第 1 8 8 号。3 1. 1. 9）

b) 規格

- 1) J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2 情報処理用語

1.2.2 関連文書

a) 法令等

- 1) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2 0 2 6 年（令和 8 年）6 月 1 2 日）（以下「標準ガイドライン」という。）
- 2) 知的財産基本法（平成 1 4 年法律第 1 2 2 号）
- 3) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第 3 号。3 1. 1. 9）
- 4) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）（防整サ第 2 6 4 3 8 号。令和 6 年 1 1 月 2 0 日）
- 5) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第 1 4 5 5 0 号。令和 5 年 7 月 3 日）

1.3 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、JIS X 0001～JIS X 0032によるほか、表 1 のとおりとする。

表 1 用語の定義

番号	用語	定義
1	身体歴	定期健康診断等の結果を記載することを目的に全自衛隊員が所持し、個人の医療情報を管理するものをいう。
2	身体歴電子化システム	身体歴情報を電子化した情報システムのことであり、現在、陸自東部方面隊の一部において試行運用しているもの及び試行運用を踏まえ、今後、設計・開発される情報システムをいう。
3	防衛情報通信基盤（D I I）	防衛省・自衛隊のコンピュータ・システム等を収容し、体系的に構築される超高速・大容量のD I Iオープン系及びD I Iクローズ系のネットワークをいう。D I Iは、Defense Information Infrastructure の略。

2 全般事項

2.1 本役務の概要及び目的

令和4年12月に策定された防衛力整備計画において、医療・後送に際して必要となる各自衛隊員の医療情報を自衛隊病院等において、陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊の隊員の区別なくタイムリーに取得できるよう、隊員の身体歴情報を電子化し、各隊員の医療情報を速やかに検索・閲覧できる態勢を整えることとしている。

これを実現するため、令和8年3月1日から令和10年1月31日までの間、陸上自衛隊東部方面隊の一部で本システムの試行運用を実施している。

本システムのセキュリティレベルの向上を図るとともに、試行運用を令和10年1月末まで継続するため、本役務では、リスク管理枠組み（RMF）に係る支援、防衛情報通信基盤（D I I）の換装に伴う本システム側での対応支援を行うものである。

3 役務に関する要求

3.1 一般的要求事項

- 契約相手方は、本役務の履行に当たり、この仕様書の各要素を満足させなければならない。
- 契約相手方は、会社で利用するパソコン等については、ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を

最新に維持したものを使用するものとし、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等）をインストールしていないこと。さらに、役務員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。第三者に従事させる場合も同様とする。なお、会社で利用するパソコン等には、本役務に利用するパソコン等、及び本役務の実施に利用しないパソコン等の双方を含む。

- c) 契約相手方は、官側から情報提供の依頼を受けた場合、内容等について官側と調整し、承認を得たうえで、速やかに情報提供を行うこと。
- d) 本役務では、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**の別添「情報システムの調達に関するサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」を適用する。

3.2 役務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3.3 役務内容

3.3.1 実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに、本役務を計画的に実施するために必要な実施計画書を作成し、官の承認を得ること。また、実施計画書の変更が必要な場合は、役務全体に対する影響を調査し、官に報告するとともに、変更管理を行うこと。

3.3.2 リスク管理枠組み（RMF）のうち、脆弱性検査に係る支援

- a) 契約相手方は、脆弱性検査に向けた事前調整、脆弱性検査の立合いを行うこと。細部については、官側と調整すること。

3.3.3 防衛情報通信基盤（D I I）換装に伴う本システム側の変更支援

契約相手方は、令和8年度のD I I換装に伴い、本システム側で変更すべき事項について、その影響を調査した上で、変更作業を行うこと。細部については、官側との調整による。

4 役務の実施体制

4.1 実施体制の確保

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保するものとする。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 上記 a) の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が他の業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4.2 役務従事者名簿の提出

契約相手方は、役務従事者名簿を契約後速やかに作成すること。

4.3 役務要員変更の届出

役務要員に異動、退職、長期休暇等が生じ、役務要員の追加、変更等が必要となった場合には、十分

な時間的余裕をもって役務従事者名簿を作成し、後任の役務従事者に確実に引き継ぐこと。提出先は、支出負担行為担当官補助者とし、承認を得ること。

5 情報保全

契約相手方は、本役務の契約の履行に当たっては、次の事項について遵守すること。

- a) 契約相手方は、本役務で取り扱う個人情報について、**個人情報の保護に関する法律**に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本役務以外の目的のために利用してはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
 - 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- c) 契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**に基づき適切に管理する。細部については、**表2**のとおりとする。

表2－保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細
1	システム構成	ネットワーク構成図、システム構成図及び設計書
2	設置場所等の施設情報 (設置部隊及び数量を含む。)	端末等機器配置図及びネットワーク配線図

6 提出書類

提出書類の範囲、提出時期等は、**表3**による。

表3 提出書類

番号	文書名	部数	提出時期	提出先	備考
1	業務従事者名簿	電子媒体：1	契約後速やかに	防衛省	
2	実施計画書	電子媒体：1	契約後速やかに	防衛省	
3	役務完了報告書	電子媒体：1	契約納期までに	防衛省	

7 資料の貸与等

契約相手方は、表4に示す貸付文書について、官側と調整の上、無償で貸付を受けることができるものとする。

官が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関係規則等に従い、官が指定する条件を遵守すること。

表4 貸付文書

番号	文書名	秘区分	数量	貸付期限	貸付場所及び返納場所
1	身体歴電子化システム（仮称）の整備基本設計書	—	1 式	契約締結日から契約納期まで	人事教育局衛生官付
2	身体歴電子化システム（仮称）の整備詳細設計書	—	1 式		
3	身体歴電子化システムの借上（07新規）システム取扱説明書	—	1 式		
4	身体歴電子化システムの借上（07新規）インストールマニュアル	—	1 式		

8 官側の支援

8.1 国有財産等の利用

契約相手方は、本役務の履行に当たって必要な場合、官が認める範囲内において、次に示す官の支援を無償で受けることができる。

なお、契約相手方は、既存の建築物、工作物等に汚損、損傷（機器の故障等を含む。）等を与えないように十分注意し、損傷が生じるおそれがある場合は、養生を行うものとする。損傷が生じた場合は、契

約相手方の責任と負担において速やかに復旧しなければならない。

- a) 防衛省内における電力，モニター，スペース等の使用
- b) その他、官が必要と認めた事項

9 著作権

- a) 契約相手方は、官が承認した場合を除き、提出書類に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- b) 契約相手方は、本役務の提出書類に関し、**著作権法**第27条及び第28条を含む著作権の全てを官に無償で譲渡するものとする。
- c) 上項 **a)** 及び **b)** に関わらず、提出書類に契約相手方又は第三者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は、契約相手方又は第三者が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方又は第三者に帰属する。
- d) 提出書類に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- e) 上項 **a)** 及び **b)** において、官は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- f) 本役務の提出書類等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、官は当該紛争の事実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする

10 再委託

- a) 契約相手方は、本契約の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、官の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、官の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、上項 **b)** 又は **c)** により再委託を行う場合には、契約相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し「**5 情報保全**」に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項 **b)** 又は **c)** に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。

11 その他特記事項

- a) 各機関等の長が定めた立入禁止場所等に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、立ち入るものとする。
- b) 表 3 に示す提出書類は、**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**の基準を満たすものであること。
- c) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議すること。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号														
	調 達 要 求 番 号														
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年10月1日													
	作 成 部 課	人事教育局 衛生官付													
	作 成 年 月	令和8年10月1日													
品 名	身体歴電子化システムの維持支援役務														
仕 様 書 番 号															
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の注意事項</th><th>備 考</th></tr><tr><td>システム構成</td><td>ネットワーク構成図、システム構成図及び設計書</td><td></td><td></td></tr><tr><td>設置場所等の施設情報 (設置部隊及び数量を含む)</td><td>端末等機器配置図及びネットワーク配線図</td><td></td><td></td></tr></table> 3 特記事項 ※ 細部については別途官側が指示する。				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の注意事項	備 考	システム構成	ネットワーク構成図、システム構成図及び設計書			設置場所等の施設情報 (設置部隊及び数量を含む)	端末等機器配置図及びネットワーク配線図		
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の注意事項	備 考												
システム構成	ネットワーク構成図、システム構成図及び設計書														
設置場所等の施設情報 (設置部隊及び数量を含む)	端末等機器配置図及びネットワーク配線図														